



[米国判例] 営業秘密の不正取得に対して巨額の賠償を命じたCAFC判決

1. Epic Systems Corp v. Tata Consultancy Services Ltd (Fed. Cir No.19-1528 & 19-1613, Decided: Aug 20, 2020)

【事件の背景】

- Epic社(米)は健康管理ソフトウェアを保有。EpicのクライアントKaiser Permanente社は、Epicのソフトウェアの試験、アップデート、相談業務などをEpicのライバルTata Consultancy Service社(印、以下TCS)に委託。2012年～2014年、TCSは、Epicの営業秘密を含む数千もの関連資料を無許可でダウンロード。米国市場への参入およびEpicのクライアント争奪などを目的として、TCSはダウンロードした資料に基づいてソフトウェア比較・分析表を作成。
- 2014年、TCSの社員Philip Guionnet氏が、TCS、Epic、Kaiserの社員に対して、TCSのソフトウェアはEpicの営業秘密の一部を利用して改良されているとの懸念を伝える。Epic及びKaiserは即座に調査を開始、EpicはTCSを提訴。関連性の高い証拠がディスカバリー手続きにおいて発見される。
- 2016年、陪審裁判にて、TCSは補償的損害賠償金2.4億ドル(約250億円)、懲罰的損害賠償金7億ドル(約730億円)の支払い義務を有するとの評決。この評決を受けて、一審は、補償的損害賠償金1.4億ドル(約150億円)、懲罰的損害賠償金2.8億ドル(約300億円)の支払いをTCSに命じる。

【CAFC判決】

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。